

# 茨城県信用組合 SDGs 宣言

茨城県信用組合は、1950年（昭和25年）11月25日の創立以来、相互扶助の精神のもと地域金融機関としての使命に徹し、地域と共に歩み続け、今年、創立70周年を迎えました。

当組合は、『<sup>いしんさくそく</sup>以身作則（<sup>とくはじぎょうのもと</sup>遵法）』『徳者事業之基』を経営理念とし、『お客さまと共に成長する地域のための金融機関』を目指すべき将来の構想（ビジョン）に掲げ、当組合の事業活動が、お客さま、地域、役職員が共に成長する好循環を生み出し、地域の経済や社会の持続的な繁栄に繋がることを目標に取り組んでまいりました。

その取組みが、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）と理念を同じくするものと考え、この大きな節目の年を未来に向けての契機と捉えて、本日SDGs宣言をいたします。

茨城県信用組合は、これからも、地域の発展に資する取組みを通じて、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

令和2年11月25日  
茨城県信用組合

理事長 渡邊 武



SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015年9月に国連サミットで「持続可能な世界の実現」を目指すため採択された、2030年までに達成する共通の目標。「誰一人取り残さない」という理念のもと、世界共通の課題である貧困・飢餓の撲滅、健康福祉、教育、働きがい、男女の平等など17のゴールと169のターゲットで構成されています。

## けんLhの経営理念

---



ここでいうところの則とは、1.則るべき物事、2.標準として守るべき事柄、です。以身作則とは、総てにおいて、自ら守るべき規則を決めて、模範となる行動をすることを指します。そして、どんなに小さな規則でも決めたことは必ず守る、それが信頼獲得への近道であり、安全経営の基本と考えます。



人には人徳があるように、企業にも徳が求められます。企業の徳には、ごまかしのない営業、相互信頼の確立、そして胸を張って仕事ができること、これらが必要です。職員一人ひとりの誠実さが企業の徳を形成します。